

弔意の範囲と基準

令和3年4月1日改正

1. 市議会議員、各行政委員、有功表彰受章者等

区 分	供 物	香典(円)
市議会議員	生 花	5,000
各行政委員	生 花	5,000
議員・各行政委員の配偶者、実父母	生 花	5,000
議員・各行政委員と生計を共にする義父母、子	—	5,000
有功表彰受章者	—	5,000
正・副区長、正・副自治会長、各種公共的団体の長、民生児童委員、保護司、人権擁護委員、消防団員、市長から委嘱を受けている委員	—	5,000

※ 上記の役職は、いずれも現職とする。

※ 上記に準ずると思われる者については、その都度協議の上、決定する。

2. 職員関係

区 分	供 物	香典(円)
正職員	生 花	5,000

※ 教育委員会事務局、議会事務局等の正職員の香典については、当該部局と半額ずつ対応するものとする。